

ID: 43

担当部署: 教育委員会 図書館 業務係

処分の概要	登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市図書館条例施行規則 第7条(第14条第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年教育委員会規則第31号		
【根拠条文】 (登録の取消し) 第7条 館長は、個人貸出の登録を受けた者が個人貸出の資格を有しなくなったと認めたときは、その者の登録を取り消すものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日